

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館産業廃棄物(廃蛍光灯)リサイクル処理業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は、大阪市教育委員会大阪市立中央図書館(以下「発注者」という。)から指示を受けた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」に定める産業廃棄物収集運搬業許可を受けた者が収集運搬を行い、大阪市立中央図書館から排出する本仕様書の7 業務内容(1) 産業廃棄物の種類に示す産業廃棄物を、受注者が所有する産業廃棄物処理施設において100%リサイクル処理を行うものであり、業務履行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 資格

受注者は、大阪市立中央図書館が排出する水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光管)の処分について、処分地における都道府県知事又は政令市長から「産業廃棄物処分業」の許可を受けていなければならない。

かつ、当該の廃棄物を受託者の管理下において100%リサイクルするために必要な許可を受けていなければならない

5 契約期間

契約締結後～令和8年3月31日(本市が指定する期間において、収集運搬されたものの処分業務を実施する。)

6 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育委員会大阪市立中央図書館とする。

7 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

大阪市立中央図書館から排出される産業廃棄物の内、水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光管、廃電球)

(2) 廃棄物の排出量(予定総排出量)

廃蛍光管:約 1,760kg(一部電球等も含む)

※排出量は、あくまで廃棄予定量を合計した数であり、本市の都合により増減する。

(3) 処分方法

受注者は、本業務受託にあたり、「リサイクルフロー図」を発注者に提出し、受注者が所有する産業廃棄物処理施設において、リサイクルフロー図に沿ってリサイクル処理を行い、リサイクル品の販売先を提示すること。

処分終了後、処理施設の「処理証明」をすみやかに提出すること。

(4) 受入れ回数

受注者は、発注者から指示を受けた産業廃棄物収集運搬業者(発注者との契約締結後)と、速やかに打ち合わせを行い、産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬処理計画に基づき受入れを行うこと。

(5) 発注者の排出事業所

【大阪市立中央図書館】大阪市西区北堀江4丁目3番2号

8 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙1に記載すること。
 - ア 事業の範囲
 - イ 処分する場所の所在地
 - ウ 処分方法
 - エ 施設の処理能力
 - オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

9 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

10 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

11 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 本件の収集運搬は、発注者が別途契約する収集運搬業者により行う。
- (2) 受注者は、搬入条件等を発注者へ示し、収集運搬業者と協力し業務を円滑に進めるよう努めること。なお、収集運搬業者の名称、住所、登録車両一覧表等は、別途、発注者が収集運搬業者と契約締結した後、受注者に通知する。

12 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書(経常型)第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
 - イ 産業廃棄物の処分業務(最終処分は除く)

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書(経常型)第 16 条第2項及び第 16 条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 経費の負担

本業務にかかる費用の一切は、受注者の負担とする。

14 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙2)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

15 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

16 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	－
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状(段ボール梱包)
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950 号に規定する有害物質(鉛等 6 物質)の含有マーク表示に関する事項	なし
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	廃蛍光灯、廃電球

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

17 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - ア 受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、発注者が別途契約した者が収取運搬及び処分を行うものとする。
 - イ 上記アの場合、産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。
- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合
 - 発注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬及び処分の方法や期限を発注者と協議の上定めることとする。

18 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

19 事業担当

大阪市立中央図書館 総務担当

TEL 06-6539-3315

FAX 06-6539-3336

1 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : _____
 許可の有効期限 : _____
 事業区分 : _____
 産業廃棄物の種類 : _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

2 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称 : _____
 所在地 : _____
 処分又は再生の方法 : _____
 施設の処理能力 : _____

3 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。
 (前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要)

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

4 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生(予定)を次のとおりとする。

再生先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

概算契約の内訳明細

種別(業務内容)	数量(※)	単価・円	金額・円(※)
廃蛍光管リサイクル処理	1,760kg		
業務委託料総額(税抜)			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額(税込)			

※ 数量及び金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。

※ 種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて算出すること。なお、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(教育委員会事務局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(教育委員会事務局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること